

## 日本への再入国を検討している外国人留学生の皆さんへ

-日本への再入国方法と必要な手続きをまとめています-

### 日本への再入国が可能な条件

→有効期限内の在留資格および有効な再入国許可（みなし再入国許可を含む）を有すること。

※「再入国」は「新規入国」ではありません。

#### 【参考】

出入国在留管理庁 [新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について](#)

2022年6月1日午前0時（日本時間）以降、一部の国・地域からの入国者に対する入国時検査が免除等となります。国・地域を「赤」・「黄」・「青」の3つに区分し、日本入国前の滞在国・地域の区分によって、入国時検査、待機等が異なりますので、下表および外務省・厚労省の最新情報を確認してください。

区分(国・地域)	有効なワクチン接種証明書の有無	出国前72時間以内の検査	入国時の検査	入国後の待機期間
赤	なし	検査あり	検査あり	「3日間検査施設待機（+施設検査陰性）」
	あり			「3日間自宅待機+自主検査陰性」（検査を受けない場合は7日間待機）」
黄	なし	検査あり	検査あり	「待機無し」
	あり		検査なし	
青	なし	検査あり	検査なし	
	あり			

[国際的な人の往来再開に向けた措置について | 外務省](#)

[水際対策に係る新たな措置について | 厚生労働省](#)

## 1. 日本再入国前の手続

### ① 航空券を手配する

日本到着の際、空港で新型コロナウイルス感染症に対する検疫等で、入国までに時間がかかる場合がありますので、到着時間が早い便の予約をお勧めします。

### ② 保険を確認する

日本入国時に民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む）または日本の公的保険制度に加入しているかどうかを確認してください。

特に、滞在先の国・地域で一度失効してしまった在留資格を再取得して日本に再入国する学生は、国民健康保険が切れた無保険の状態です。

### ③ 拓殖大学国際部にメールで「再入国届」を提出する

再入国の予定を立てる段階から国際部とは密に連絡をとり、詳細が決まり次第、可能な限り早い段階で再入国届をメールに添付し提出してください。

《商学部、政経学部、大学院（工学研究科を除く）、別科の留学生》

国際課 [b-rkokusai@ofc.takushoku-u.ac.jp](mailto:b-rkokusai@ofc.takushoku-u.ac.jp)

《外国語学部、工学部、国際学部、工学研究科の留学生》

八王子国際課 [h-rkokusai@ofc.takushoku-u.ac.jp](mailto:h-rkokusai@ofc.takushoku-u.ac.jp)

- ④ **自宅待機が必要な場合（赤区分のワクチン証明あり・黄区分のワクチン証明なし）**  
指定された日数で自宅又は宿泊施設で待機し、不要不急の外出はできません。大学の寮などに住んでいる場合は待機期間が終了するまでは帰寮することはできませんので、事前に待機場所を確保してください。

#### ■公共交通機関の使用について

入国後の待機のための自宅等への移動（入国時検査から24時間以内に移動が完了し、かつ、自宅等を目的地とし最短経路での移動を行うものに限る。）に公共交通機関の使用が可能となります。また、自宅等待機期間中であっても公共交通機関の使用が可能となります。

公共交通機関を使用するに当たっては、マスクの着用、手指消毒、3密（密閉、密集、密接）を避けるなどの感染防止対策を徹底してください。

- ⑤ **日本への出発前の健康モニタリング**  
日本への出発前7日間の検温を実施してください。発熱（37.5度以上）や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合は渡航を中止してください

- ⑥ **母国出国前72時間以内に検査を受け、検査証明を取得する**

出国（搭乗予定航空便の出発時刻）前72時間以内にCOVID-19に関する検査を受けて、「陰性」であることを証明する検査証明を取得する（提出は日本入国時）。

検査証明書には、満たすべき要件があります。

必ず詳細をよく読んで、飛行機搭乗前に、自分で要件を満たした検査証明書であることを確認してください。

検査証明書の様式、詳細については以下厚生労働省ホームページの「検査証明書の提出について」を確認してください。

[検査証明書の提出について](#)

■フォーマットは外務省のHPからダウンロード可能です。在外公館によっては独自のフォーマットを配布している公館があります。検査を受ける前に必ず最寄りの在外公館に連絡（またはHPのチェック）をして、必要な手続きやフォーマットを再確認してください。

#### 検査証明書フォーマット

[日本語・英語](#) [中国語](#) [ベトナム語](#)

[検査証明書についてのQ&A](#)

#### 注意

検査証明書を提出できない方(日本人を含む)は、検疫法に基づき、日本への上陸が認められません。出発国において搭乗前に検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます。検査証明書の取得が困難かつ真にやむを得ない場合には、出発地の在外公館にご相談ください。

### ⑦ 誓約書の提出

入国後の指定期間の自宅等での待機、公共交通機関の不利用、アプリ等での健康フォローアップ、地図アプリ機能等による位置情報の保存、入国者健康確認センターから位置情報の提示を求められた場合には応じることなどについての誓約書を提出します。

[検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について | 厚生労働省](#)

### ⑧ スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用

誓約書の誓約事項を実施するため、位置情報を提示するために必要なアプリ等を利用できるスマートフォンの所持が必要となります。検疫手続きの時に、必要なアプリを利用できるスマートフォンの持っていない場合は、入国前に、空港内でスマートフォンを自己負担でレンタルする必要があります。

[スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について](#)

### ⑨ 質問票WEBの入力

待機期間中における健康フォローアップのため、検疫時にメールアドレス、電話番号等の連絡先を確認します。日本国内で本人が利用できるメールアドレス、電話番号を質問票に必ず入力してください。

[質問票WEBへのアクセスはこちらから](#)

## 2. 日本再入国時・再入国後の流れ

※事前登録で空港での検疫手続き時間が短縮される「**ファストトラック**」の運用が始まっています。（成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港の5空港）詳しくは以下のURLから確認してください。

[ファストトラック（厚生労働省ウェブサイト）](#) 英語版、中国語版もあります

[ファストトラックマニュアル](#)

① 空港の検疫所で「質問票（事前に専用ウェブサイトにて作成したもの）」を提示

② 「検査証明書」を提出する

③ 誓約書を提出する

④ スマートフォンにインストールしたアプリケーションを提示する

⑤ 空港で検査を受け、結果を待つ（必要な人のみ）

■検査結果が「陽性（Positive）」だった場合

→検疫官の指示に従うと共に、国際部の担当者に連絡してください。

⑥ 自宅待機が必要な場合は、待機場所へ移動、待機開始

再入国当日より添付の「健康観察票」に従い、指定期間の健康観察を必ず行ってください。（体温計が必要です、早めの事前準備をお願いします。）

⑦ パスポートに押された日本の「入国スタンプ」の写真を国際部にメールで提出

《商学部、政経学部、大学院（工学研究科を除く）、別科の留学生》

国際課 [b-rkokusai@ofc.takushoku-u.ac.jp](mailto:b-rkokusai@ofc.takushoku-u.ac.jp)

《外国語学部、工学部、国際学部、工学研究科の留学生》

八王子国際課 [h-rkokusai@ofc.takushoku-u.ac.jp](mailto:h-rkokusai@ofc.takushoku-u.ac.jp)

- ⑧ 健康観察終了後（10日間）後直ちに、国際部にメールで「健康観察票」を提出  
入国後10日間を経過するまでは、日々の体調管理に気をつけ、検温を続けると共に、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため「3密」を避けて生活を送ってください。

注意

※自宅や宿泊施設での待機や、公共交通機関の使用自粛などの感染防止策に従わなかった場合、氏名の公表や在留資格取り消し、強制退去などの厳しい処置対象となり得ます。

【参考サイト】

- 拓殖大学ホームページ

[「新型コロナウイルス感染症への対応について」](#)

[「学生のみなさんへ『新型コロナウイルス 感染 予防 ガイドライン』」](#)

以上